

大口町告示第123号

大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年大口町告示第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号イ中「児童福祉法、」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)、」に改め、同号ウ中「又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者」を「、児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項（同法第82条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する入園児虐待を行った者」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(訪問支援員)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u>、<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律（平成11年法律第52号）</u>その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待、<u>児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項（同法第82条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する入園児虐待を行った者</u>その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>2 略</p>	<p>(訪問支援員)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>児童福祉法</u>、<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律（平成11年法律第52号）</u>その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待<u>又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童虐待等を行った者</u>その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>2 略</p>